

「認定美容脱毛エステティシャン」自主基準

(美容電気脱毛)

美容脱毛エステティシャン認定委員会

「認定美容脱毛エステティシャン」自主基準

【目的】

この基準は、美容脱毛が適正に行われるように、事業者並びに「認定美容脱毛エステティシャン」が遵守すべき基本的な事項と行動基準を定め、消費者に安全な美容脱毛を提供し、広く社会生活に貢献することを目的とする。

【定義】

美容脱毛とは、エステティックサロンで行なう美容を目的とした脱毛法をいう。
「認定美容脱毛エステティシャン」とは、美容脱毛エステティシャン認定委員会が実施する認定試験（筆記試験・実技試験）に合格し、専門的な知識と技術により美容脱毛を適正かつ安全に行うことの出来るエステティシャンをいう。

【登録】

「認定美容脱毛エステティシャン」は美容脱毛エステティシャン認定委員会の認定名簿に記載登録し管理する。

【認定の取り消し及び再認定】

美容脱毛エステティシャン認定委員会の規定により、業務を行う上で不相当と認められた者には、認定を取り消す。
また、更新不可により認定資格が消失した場合や認定取り消し該当事由が消失した時は、「美容脱毛エステティシャン認定試験（筆記・実技）」に合格して認定を受けることができる。

以下は「認定美容脱毛エステティシャン」自主基準（美容電気脱毛）である

「認定美容脱毛エステティシャン」自主基準（美容電気脱毛）

I.職業倫理に関する基準

- 1、顧客のプライバシーを尊重し、守る。
 - ① 顧客の記録、美容電気脱毛業務によって知り得た顧客の個人情報、法令に開示を命令された場合、もしくは顧客が開示を同意する以外は開示を拒否し極秘に扱う。
- 2、法令を遵守し、適用される規定の中で美容電気脱毛を行なう。
- 3、その活動を通して、この職業及びその従事者によい影響を与える努力をする。
 - ① 同僚、同業者の職業的進歩に協力する。
- 4、職業的進歩、発展を促進する活動に参加する。
 - ① 美容電気脱毛の知識、技術を維持し、かつ高めるために、然るべき教育活動に参加する。

II.基本業務に関する基準

- 1、美容電気脱毛方法は、高周波法、電気分解法、ブレード法のいずれかでプローブ式の美容電気脱毛を使用する。
- 2、認定美容脱毛エステティシャンは、美容電気脱毛機器、備品に関する理解、使用、メンテナンスの知識を示さなければならない。
- 3、顧客を保護するために衛生管理基準を用いる。
- 4、常に脱毛理論や技術、実務の変化に対応し適応する。
- 5、顧客の健康状態を把握し記録しなければならない。
 - ① 美容電気脱毛前のカウンセリングの際、顧客の適切な健康データをまとめる。
 - ② 顧客の病歴について、正確なデータを集め、継続的に内容を更新する。
 - ③ 初回カウンセリング、またそれ以降も継続的に、美容電気脱毛の禁忌があるかを確認する。
 - ④ 美容電気脱毛に何らかの影響を与える、あるいは関係する可能性のある生理的状态については明らかにし、顧客と話し合う。

- 6、脱毛計画を立てるにあたっては、顧客の希望、予定を考慮しなければならない。
 - ① 顧客の権利を認め、要望を考慮する。
 - ② 美容電気脱毛に対する認識、不安などについて明らかにし、話し合い、説明する。
 - ③ 顧客の自尊心を大切にす。

- 7、顧客に対し、美容電気脱毛に関する情報を提供しなければならない。
 - ① 毛周期、発毛の原因、一時脱毛（自己処理による脱毛）の副作用について説明する。
 - ② 衛生管理方法、感染予防措置を説明する。
 - ③ 美容電気脱毛後の肌の反応、適切なホームケアについて説明する。
 - ④ 顧客に係するサロンの諸方針、手続きについて説明する。

- 8、脱毛計画は顧客を総合的に把握した上で決定し、顧客の目標、希望する仕上がりに合うような脱毛方法を取り入れる。
 - ① 顧客を中心に脱毛計画を立てる。
 - ② 優先事項を確認し、それを脱毛計画の中心に据える。
 - ③ 脱毛目標を顧客のニーズに合わせる。
 - ④ 関連する実績データを活用して脱毛計画を立て、顧客に説明する。

- 9、顧客の反応により、必要に応じて脱毛計画を修正しなければならない。
 - ① 美容電気脱毛を行う毎に記録を取り、顧客と継続的に検討する。
 - ② 追加的な技術や知識が必要な場合は、同僚間、あるいは然るべき健康管理従事者との話し合いを持つ。
 - ③ 美容電気脱毛に禁忌がある場合、美容電気脱毛が顧客のニーズに合わなくなった場合、顧客の目標や希望が実現不可能なものである場合、また、脱毛の目標が達成された場合には脱毛業務を終了する。

Ⅲ.「説明と同意」に関する基準

- 1、顧客が脱毛について判断が下せるように、正しい関連情報を提供する。
 - ① 美容電気脱毛のプロセス（手順）を説明する。
 - ② 美容電気脱毛の危険性、副作用、不快感について説明する。
 - ③ 美容電気脱毛の結果として予測される仕上がりについて説明する。
 - ④ 代替の脱毛方法を提示する。
 - ⑤ 顧客からの質問に答える。

- 2、美容電気脱毛を始める前に、顧客から同意書に署名をもらう。
 - ① 同意書には顧客自身（未成年者の場合は保護者）が署名する。
 - ② 顧客は美容電気脱毛を始める前に、同意書を破棄する、あるいは美容電気脱毛をやめる権利がある。

Ⅳ.業務運営に関する基準

- 1、設備、器具、製品の信頼性、有効性を維持しておかなければならない。
 - ① 使用器具、備品のメンテナンス、使用にあたってはその製品の有効期限、安全性を点検する。
 - ② 製品及び設備は、メーカーに指示されているとおりに、かつその用途でのみ使用する。
 - ③ 潜在的に危険な物質あるいは廃棄物は、適用される地域の法律、規制に従って処分する。
 - ④ 消毒滅菌技術、備品の有効性を証明する記録を保管しておく。

- 2、提供する業務について、理にかなった、かつ公正な費用を示す料金体系を設定する。
 - ①美容電気脱毛に必要と考えられる料金、その他の費用については、全て美容電気脱毛に掛かるサービスを始める前に顧客と話し合う。

- 3、顧客の安全を考えた方法で、電気設備、器具を使用しメンテナンスをする。
 - ① 電気設備、器具は、メーカーの指示、仕様、必要事項に従って使用する。
 - ② 美容電気脱毛器は、メーカーが指定する用途かつ美容電気脱毛の目的において使用される。
 - ③ 設備の故障につながる要因を把握しておく。
 - ④ 設備の故障を速やかに確認する。
 - ⑤ 器具の取り付けは、メーカーあるいは有資格者が行う。

V.宣伝に関する基準

- 1、認定美容脱毛エステティシャンは、倫理的、かつ職業的価値に合った宣伝方法を使用する。
 - ① 口頭、あるいは書面による宣伝のなかに示された現在の資格、所属、信用に関して誠実でなければならない。
 - ② 宣伝は、適用される法律に従う。
 - ③ 同業者の仕事を批判、中傷してはいけない。

- 2、宣伝は、一般の人々が情報を与えられたうえで判断できるようなものでなければならない。
 - ① 宣伝は、美容電気脱毛業務を正確に示すものでなければならない。
 - ② 認定美容脱毛エステティシャンは、営業的利益を得るために、現在あるいは過去における名誉職を宣伝してはならない。出版、講演経験など、美容電気脱毛に関係した活動に触れることは、その限りではない。

- 3、社会的道徳に合い、美容電気脱毛業務のイメージを高めるような宣伝を使用する。
 - ① 不快感を与えたり、誤解を招いたりする表現、写真など掲載してはならない
 - ② 署名者の現在の意見を表すものではない推薦状・賞状などを使用してはいけない。
 - ③ 美容電気脱毛行為、安全性、有効性あるいは脱毛成果に関する主張は、最新の科学的で客観的なデータに基づくものとする。

VI.衛生管理に関する基準

美容電気脱毛における衛生管理基準は全ての顧客が感染している可能性があるとして、感染予防措置を厳守する。

顧客と他の顧客、技術者と顧客において、相互間の感染による危険性を減少させる。

1. 美容電気脱毛に用いるプローブは全て使い捨て（ディスポーザブル）で滅菌済みのものでなければならない。
 - ① 偶発的な刺傷事故を避けるため、廃棄前にキャップを再装着したり、折り曲げたり、素手で補修してはならない。
 - ② プローブは以下の場合、直ちに廃棄容器に入れる。
 - ・ 開封して損傷に気付いた場合
 - ・ 使用した直後
 - ・ 有効期限までに使用されなかった場合
 - ③ プローブの廃棄容器はしっかりと密閉し、保健規制に従って処理する。
2. 顧客間で共有し、再使用する全ての危険な器具（ツイーザーなど）は、乾熱滅菌器やオートクレーブを使って滅菌する。
 - ① 初回使用前、及び顧客に使用した後に洗浄し、それから滅菌し、次回安全に使用できる状態にする。
 - ② 開封済みであるが、包装または、容器に入れたままで未使用の器具は 24 時間後に再滅菌する。
 - ③ 使用前に汚染した器具（例：落下した場合や滅菌されていないものに触れた場合）は、再滅菌する。
 - ④ 滅菌処理を行うために、ツイーザー及びその他の器具は個別包装し、滅菌処理を行う。
 - ⑤ 滅菌が完了した後、包装した器具を清潔で乾燥した蓋付き容器に保管する。
3. 備品の使用目的によって、滅菌が必要か、あるいは消毒が必要か規定に従う。
4. 全ての備品は滅菌や消毒を行う前に徹底的に洗浄しなければならない。
 - ① 滅菌器から移したツイーザーや一時的に保管した容器は、毎日または汚染が目についた場合は、その都度洗浄し乾燥させる。
 - ② 使用される全ての容器や備品は、毎日または汚染が目についた場合はその都度洗浄し乾燥させる。
5. 血液や無菌の組織に触れることが無い器具は、日常的に滅菌を行う必要はない。

6. 認定美容脱毛エステティシャンは、美容電気脱毛中は未滅菌で使い捨て（ディスポーザブル）で、検査済みの新品の手袋を着用しなければならない。
 - ① 手袋の着脱前後には、手指洗浄基準に従って手指洗浄を行う。
 - ② 美容電気脱毛を中断する場合は、手袋を外して廃棄し、備品（電話、パソコン、ドアノブなど）に接触する前に、手指を洗浄する。美容電気脱毛を再開する前には、再び手指を洗浄して新しい手袋を着用する。
 - ③ ツイザーや他の器具の浸漬、洗浄、すすぎ、乾燥作業を行う際は手袋を着用する。
 - ④ 破れたり穴が開いたりした手袋は直ちに外す。手袋を外した後は手指を洗浄し、再び新しい手袋を着用する。
 - ⑤ 使用後の手袋は施術室内にある適切な容器の中に廃棄する。

7. 認定美容脱毛エステティシャンと顧客の間で感染の危険を最小限にするために、適切な衛生的環境を維持し、また衛生管理手順に従わなければならない。
 - ① 美容電気脱毛を行うフロアには、温水、冷水の両方が出る流し台を設置する。
 - ② 手指洗浄は、顧客ごとに脱毛施術の前後、血液やその他体液、あるいは汚染した器具に素手で接触した直後に行う。
 - ③ 手指洗浄は、手袋着用の前と外した後に行う。
 - ④ 手指洗浄用の詰め替えタイプの液体石ケン容器は、新しい石ケンに詰め替える前に洗浄し、乾燥させる。

8. 手指の洗浄は以下の方法で行う。
 - (1) 水と石ケンを使用する。
 - (2) 石ケンを泡立てて、15 秒～30 秒間手を擦り合わせ、指の間や爪周辺は入念に洗う。
 - (3) 流水で十分にすすぐ。
 - (4) 清潔な使い捨て（ディスポーザブル）のペーパータオルで十分に水気を拭き取る。
 - (5) ペーパータオルをあてて、蛇口を閉める。
 - (6) ペーパータオルは、蓋付きの適切な容器の中に廃棄する。

9. 十分な衛生施設と消毒技術により、交差感染を制御する。
 - ① 脱毛室や事務室は清潔で採光が十分であり、換気が良いことが必要。
 - ② トイレを設置する。
 - ③ 温水、冷水の両方が出る流し台を設置する。
 - ④ 脱毛用ベッドには、顧客用の新しい使い捨て（ディスポーザブル）ペーパーカバーを使用する。この、ペーパーカバーは戸棚に扉を閉めて保管する。
 - ⑤ 汚染された使い捨てタイプの備品は、ビニール袋の付いた容器に入れ、密閉して廃棄する。

- ⑥ 消毒剤などを入れる再利用可能な容器は、洗浄・乾燥前に再充填しない。
- ⑦ 顧客や技術者に直接触れるプローブホルダー及び全てのコード部分は、美容電気脱毛終了ごとに洗浄剤と水で洗浄し、消毒剤で拭く。
- ⑧ ライト、照明器具、及び脱毛器のダイヤルなど脱毛施術中に接触するものは、消毒剤で拭く。
- ⑨ 脱毛室内にある設備全般は、室内清掃用洗浄剤を使用し、清潔さが視覚で確認できる状態に保つ。

以上

「認定美容脱毛エステティシャン」自主基準
(美容電気脱毛)

発行 美容脱毛エステティシャン認定委員会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-2-1 HAKUWA ビル 3階

TEL : 03-3263-8871 FAX : 03-3263-8872

2008年4月1日 初版発行
